

議案第21号

日野町営土地改良事業経費の賦課基準並びにその徴収時期及び方法について

別表のとおり、日野町営土地改良事業経費の賦課基準並びにその徴収時期及び方法を定めたいので、日野町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例第2条第2項の規定により、議会の承認を求めらる。

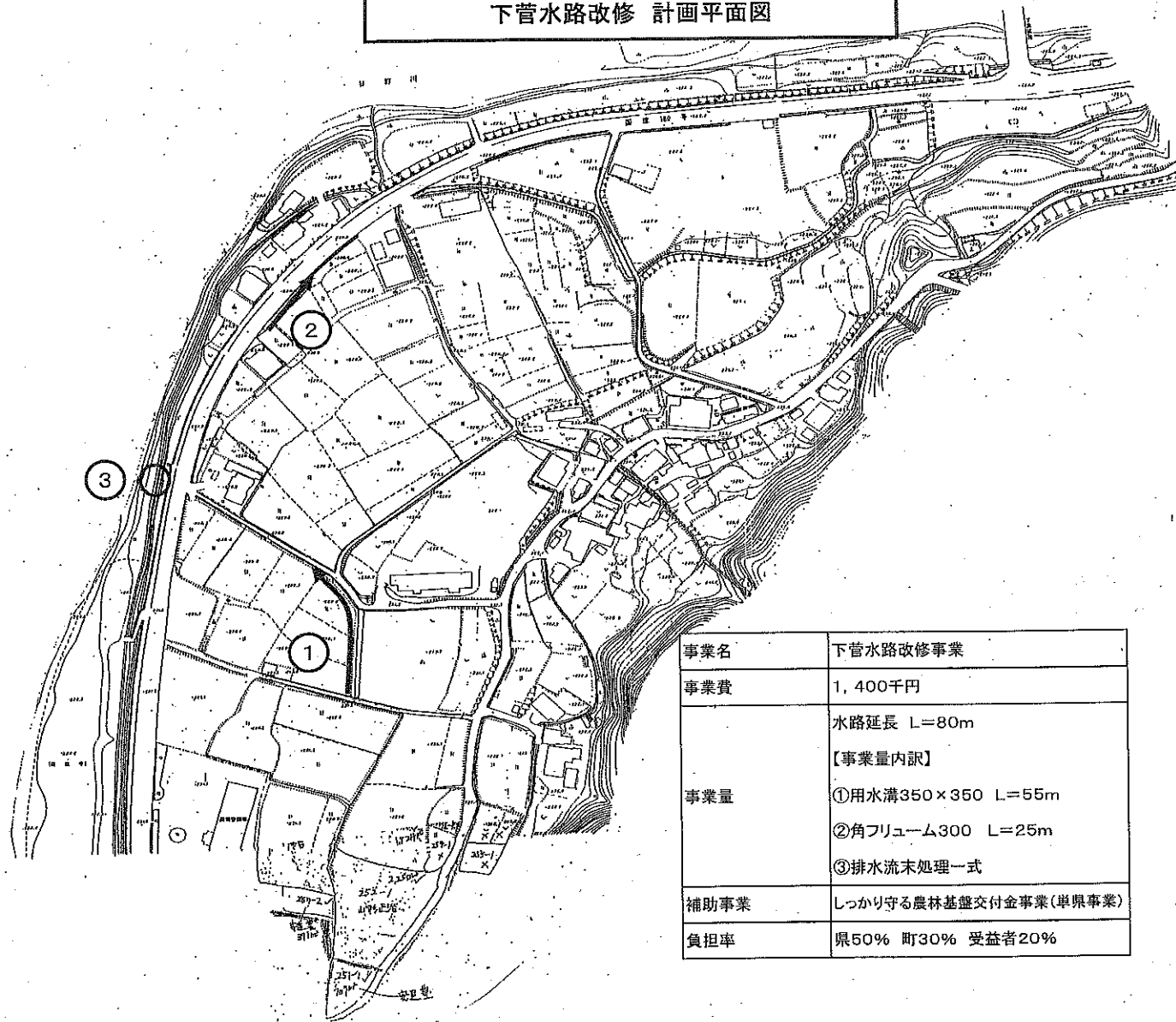
平成26年3月4日提出

日野町長 景山享弘

別表

番号	事業名称及び施工場所	経費の賦課基準	徴収時期	徴収方法
1	下菅水路改修事業 日野町下菅	事業費の 20% 相当額	平成27年 3月31日 限り	町税の徴収 方法に準拠 する

しっかり守る農林基盤交付金
下管水路改修 計画平面図



事業名	下管水路改修事業
事業費	1,400千円
事業量	水路延長 L=80m 【事業量内訳】 ①用水溝350×350 L=55m ②角フリューム300 L=25m ③排水流末処理一式
補助事業	しっかり守る農林基盤交付金事業(単県事業)
負担率	県50% 町30% 受益者20%